

豊橋市建設工事業者選定基準

- 1 豊橋市建設工事業者選定要領第2条第4項に規定する、工事の設計金額に対応する等級は次のとおりとする。ただし、必要がある場合には、上位又は下位の等級に属する業者の中から選定することができる。

なお、各年度における工事量の多寡により、各建設工事審査会部会において基準を見直すことができるものとする。

土木一式工事

等 級	設 計 金 額
A	4, 5 0 0 万円以上
A 又は B	2, 0 0 0 万円以上 4, 5 0 0 万円未満
B 又は C	1, 0 0 0 万円以上 2, 0 0 0 万円未満
C	1, 0 0 0 万円未満

建築一式工事

等 級	設 計 金 額
A	7, 5 0 0 万円以上
A 又は B	3, 0 0 0 万円以上 7, 5 0 0 万円未満
B	3, 0 0 0 万円未満

管工事

等 級	設 計 金 額
A	3, 0 0 0 万円以上
A 又は B	7 5 0 万円以上 3, 0 0 0 万円未満
B	7 5 0 万円未満

ほ装工事

等 級	設 計 金 額
A	4, 5 0 0 万円以上
A 又は B	1, 5 0 0 万円以上 4, 5 0 0 万円未満
B	1, 5 0 0 万円未満

その他工事

等 級	設 計 金 額
A	金 額 制 限 な し

備考) 等級 E の業者については、特に必要がある場合に選定するものとする。

この基準は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

この基準は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

この基準は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

この基準は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

この基準は、平成 2 0 年 3 月 1 7 日から施行する。

この基準は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

この基準は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

この基準は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

この基準は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

この基準は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。